

第 1 5 回 議会運営委員会

令和 5 年 11 月 21 日 (火) 5 階 第 1 委員会室	開 会 8 時 5 6 分 閉 会 9 時 4 0 分
--------------------------------------	--------------------------------

午前 8 時 56 分 開会

○委員長（榛葉利広君）

それでは、ただ今から令和 5 年第 15 回議会運営委員会を開会いたします。

○委員長（榛葉利広君）

それでは、1、令和 5 年第 5 回瑞浪市議会定例会についてを議題といたします。

本定例会の提出議案について説明を求めます。

初めに、市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

おはようございます。今、委員長が言われましたけど、大分、寒くなってきました。

兆候として、インフルエンザが大変、今はやっております、傾向的に園とか学校で子どもがかかって、親に移ると、そんな傾向が今進んでいるのかというふうに感じています。

今、園でも学級閉鎖、組閉鎖になってるようでございますので、コロナもまだまだ心配ですけれども、インフルエンザが特に今はやっておりますので気をつけていただいて、年末年始それぞれ何かと忙しい時期を迎えますので、なかなか休むというわけにもいきませんから、インフルエンザにかからないように、コロナにかからないように、年末、繁忙期に向かって準備しなきゃいけないのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、今、委員長が触れられました超深地層研究所の埋め戻しの作業をしていただいて、完了して、今、経過観察、モニタリング・監査をしていただいておりますけれども、月に 1 回、動きの変化などを調査していただいておりますけれども、最近ちょっと地盤沈下が始まっているということで、急遽、昨日、公表するということになりました。

手続きとしては、やっぱり安全確認委員会を今、もちろん存続しておりますので、安全確認委員会を開催していただいて、議長が私でございますから、開催して、安全確認委員会の場で各委員に現状の報告、今後の対策の報告等をしていただいて、安全確認委員会です承して作業に入ってくださいというようなことになるのかなと思いますが、一定の想定はされている現象でございますので、あれだけの、やっぱり 500 メートルもの深い穴を急遽、山砂で埋めたわけですから、当然、経年変化の中でだんだん、重さでギュッと圧縮されていって、上のほうに空間ができるということは、機構として想定はしてみえたみたいで、改めて沈下した部分をまた同じ山砂で補充するというような作業になるかと思えます。

どちらにしましても、そういう現象が現れてきたわけですから、公表して、きちんと手続きを踏

んで作業に当たっていくということになるかと思しますので、また全員協議会で私から詳しく説明したいと思しますので、よろしくをお願いします。

それでは、12月の定例会でございますけども、令和5年11月28日に開会させていただきました、令和5年第5回瑞浪市議会定例会に上程します議案がまとまりましたので、理事（兼）総務部長から説明をさせますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（榛葉利広君）

それでは、1、令和5年第5回瑞浪市議会定例会についてを議題といたします。

本定例会の提出議案について説明を求めます。

初めに、理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

おはようございます。お願いします。

それでは、私から令和5年第5回市議会定例会に上程いたします議案につきまして説明いたします。

お手元のタブレットの中の上程する議案資料、議案予定表をご覧いただきたいと思えます。

上程いたします議案は、条例案件が10件、人事案件1件、その他の案件4件、予算案件6件の合計21件となります。

それでは、条例案件から順次、説明いたします。

初めに、議第88号 瑞浪市積立基金条例の一部改正は、瑞浪市都市計画事業基金を設置するための改正です。

議第89号 瑞浪市内部組織設置条例等の一部改正は、市の内部組織における部課の名称変更及び分掌事務の変更等をするための所要の改正となります。

議第90号 瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市長が管理し執行する教育に関する事務を定めるための条例の制定となります。

続きまして、議第91号 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正は、初任給調整手当の支給対象者に獣医師を明記し、支給額等について整備するための改正となります。

議第92号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部改正は、令和5年8月7日付の人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて、瑞浪市職員等の給与等の改定及び審査委員の期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。

2ページ目をご覧ください。

議第93号 瑞浪市特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。こちらは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の項ずれに対応するための改正となります。

議第94号 瑞浪市福祉医療助成に関する条例の一部改正は、乳幼児等の福祉医療費助成対象者を18歳に達する年度末まで拡大するための改正です。

議第95号 瑞浪市自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の制定については、令和6年4月から自然ふれあい館をスポーツ文化課から商工課へ所管変更するためのものです。

議第96号 瑞浪市空き家等対策協議会条例の一部改正は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正による条ずれに対応するための所要の改正です。

続きまして、議第97号 瑞浪市手数料条例の一部改正は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める完成検査の手数料の減額対象となる高圧ガス保管法の完成検査に、認定高度保安実施者が行う完成検査を加えるための所要の改正です。

3ページ目になります。

人事案件ですが、こちらにつきましては、後ほど市長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

次のその他の案件となります。

議第99号は、第7次瑞浪市総合計画基本計画を定めることについてです。瑞浪市総合計画策定条例及び瑞浪市議会基本条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議第100号から議第102号は、指定管理者の指定についての議案となります。

議第100号は瑞浪市地域交流センターときわを「特定非営利活動法人 みずなみ常盤座」に、議第101号は稲津公民館を「特定非営利活動法人 明日の稲津を築くまちづくり推進協議会」に、議第102号は日吉公民館北部多目的研修集会施設を「日吉町まちづくり推進協議会」に指定するものでございます。

指定期間は、いずれも令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

4ページをお願いします。

予算案件となります。議第103号 一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算にそれぞれ4億9,560万円を追加するもののほか、繰越明許費や債務負担行為の補正などです。

議第104号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,310万円を増額するものです。

議第105号 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ6,640万円を追加するものです。

議第106号 駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,060万円を追加するものです。

議第107号 水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出で2,350万円を減額するものなどです。

議第108号 下水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入に710万円を追加し、支出において50万円を減額するものです。

以上、第5回瑞浪市議会定例会に上程する議案の概要の私からの説明とさせていただきますが、

このほか、今、国のほうで予算関係で議論がありますけれども、低所得者に対する物価高騰対策など、更に補正予算を編成する必要が生じる場合も考えられますので、その際にはまた追加で提案させていただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○委員長（榛葉利広君）

ありがとうございました。

次に、人事案件について説明を求めます。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、私からは人事案件1件についてご説明をさせていただきます。

議第98号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会委員の津毛朗委員の任期が、令和5年12月24日をもって満了となります。引き続き、津毛朗さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいと思いますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願ひします。

○委員長（榛葉利広君）

ご苦労様でした。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、提出議案の取扱い及び日程について、事務局長に説明させます。

議会事務局長 梅村修司君。

○議会事務局長（梅村修司君）

それでは、ただ今、説明を受けました本定例会提出議案21件の取扱い（案）についてご説明させていただきます。

この21件につきましては、定例会初日の11月28日に全て上程、説明をいたします。

それでは、案件ごとにご説明します。

条例案件10につきましては、12月5日の議案質疑の後、それぞれ所管の常任委員会に付託し、12月7日、8日の各常任委員会で審査いたします。

なお、議第89号 内部組織設置条例の一部改正につきましては、総務民生文教委員会への付託案件となりますが、組織再編に関することでもありますので、本日の全員協議会后、全議員の皆さんに対して事前に説明をすることとしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、人事案件1件につきましては、定例会初日に説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、直ちに討論、採決まで行います。なお、本件につきましても、本日の全員協議会后、執行

部より説明を受けます。

全員協議会後は先に人事案件を説明し、次に組織再編の説明ということとなりますので、よろしくお願いたします。

次に、その他案件4件のうち、議第99号 第7次瑞浪市総合計画基本計画を定めることについてにつきましては、質疑を省略し、初日に総合計画特別委員会に付託いたします。特別委員会での審査は12月13日となります。

議第100号から議第102号までの3件は、12月5日の議案質疑を経て、所管の常任委員会に付託し、12月7日、8日の各常任委員会で審査をいたします。

次に、予算案件6件につきましては、これも定例会初日に予算決算委員会に付託し、12月12日の予算決算委員会にて審査をいたします。

定例会最終日となります12月22日は、委員長報告、質疑、討論、採決をそれぞれ行い、閉会となります。

最後に、会期日程につきましては、前回ご説明した日程から、ただ今ご説明した内容を反映し、別紙のとおり変更してございます。

以上のとおり、本定例会の提出議案の取り扱い（案）とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、提出議案及び日程は、ただ今の説明のとおり取り扱うこととし、この後の全員協議会で報告いたします。

○委員長（榛葉利広君）

ここで、執行部の皆さんは退席願います。

ご苦労様でした。

〔執行部 退席〕

○委員長（榛葉利広君）

次に、2、議長諮問についてを議題といたします。

本件につきましては、議長から3月24日付で諮問をされております。議会運営の課題についてということで諮問を受けておりますので、協議・検討を重ねまして、全委員の意見集約を諮りまして、同意を得ましたので、報告をいたしたいと思っております。

それでは、答申内容につきまして、タブレットにも入れてございますが、諮問事項2の委員会のオンライン開催は、この議会運営委員会で視察を行い、反省会などを行ってまいりました。

その後、答申については委員長一任ということでしたので、このたび、答申案を確認いただきました

いと思います。

それでは、答申案を事務局に朗読させます。

議会事務局長 梅村修司君。

○議会事務局長（梅村修司君）

それでは、答申書案を読み上げますので、よろしくお願いたします。

前段は省略いたします。記以降でございます。

諮問事項1、議会モニター（サポーター）制度の導入についてということで、議長からの諮問でございます。市民の皆さんに市議会を身近に感じていただき、ご意見等を伺う中で、より開かれた議会とするべく、議会モニター（サポーター）制度の概要、公募の方法、モニター数など、様々な条件について検討の上、令和6年度導入の可否も含めて検討されたいという諮問でございました。

答申でございます。議長諮問に基づき、埼玉県戸田市への視察（議会改革特別委員会では愛知県岩倉市への視察）を通じて、先進地での議会モニター（サポーター）の取り組みを学んでまいりました。

先進地で取り組まれている議会サポーター制度を学び、本市に照らし合わせて検討した結果、サポーター業務の負担感から、担い手の選任などに苦慮することが予測されます。市議会活動の市民への周知を図るという議長諮問の趣旨に沿うためには、議会報告会の開催方法、議会ちゃんねるの掲載方法、その他の情報発信の方法を更に発展させることのほうが先決であるとの意見が多数を占めました。

これらの取り組みを進め、市議会活動への市民の関心が高まった段階で、議会モニター（サポーター）制度の導入を検討したほうが良いとの検討結果となりました。というのが挙げてございます。

諮問事項2、委員会のオンライン開催について。オンラインによる委員会の出席を可能とするとは、新型コロナウイルスを含めた感染症まん延のほか、大規模災害の発生、育児や介護などを理由として出席できなかった議員が委員会への出席を可能とすることがメリットがある。

また、多様な働き方改革の中で、議員のなり手不足の解消の一助ともなり得る。

これらのことから、委員会のオンライン開催について、必要な事項を検討されたいというものでございました。

委員長がまとめられた答申案でございます。

委員会のオンライン開催については、取手市への視察を主な取り組みとして、必要な事項を検討し、現時点においては以下のとおりまとめました。なお、委員会のオンライン開催を実施するにあたっては、他市議会のオンラインの開催状況を視察するなど、具体的な検討を行うこととしたいと考えます。

1つ目です。ハード面（情報通信機器等の整備）。ハード面については、本市議会では令和6年度にタブレットを更新することとしており、各議員は少なくとも各自宅等でオンライン通信ができる環境、Wi-Fiの整備等を整える必要があります。

なお、執行部のタブレットについては、開催状況に応じて検討する必要があります。

2、オンライン会議時の申し合わせ事項の明文化。使用するアプリケーションを精査し、災害・有事や不具合等による通信不能になることをも想定した申し合わせ事項を検討する必要があります。

申し合わせ事項には、①会議の事前に事務局及び各議員が環境及び機器の設定をする内容、②オンライン会議成立規定等、③服装、④画像の背景、⑤発言の方法、⑥採決の方法のほか、必要な事項を定める必要があります。

3、関係条例、会議規則等の改正。瑞浪市議会基本条例、瑞浪市議会委員会条例、瑞浪市議会会議規則に情報通信機器の活用に関する規定を設ける必要の有無について検討する必要があります。

傍聴規定について追加する必要があります。

4、リハーサルを実施。オンライン会議を導入するためには、事前に十分なリハーサルを行い、事務局及び全議員が対応可能な状態にする必要があります。

以上でございます。

○委員長（榛葉利広君）

ご苦労様でした。

ただ今、朗読させました答申案に対して、質疑はありませんか。

○2番（熊谷隆男君）

質疑やないけど、意見がある。

○委員長（榛葉利広君）

2番 熊谷隆男君。

○2番（熊谷隆男君）

今のオンライン会議は、これ大体、有事のことを想定したことの使い方なんかも書いてあるわけやけど、災害時というので。そうすると、議会のほうで災害の対策の条例、規約を決めると僕思うんやね。こういうときにはこういう対応で、こういう連絡網で流すとかそういうことを。これにも関係するもので、そのほうの見直しも図らねばいけないのではないかなと僕は思ったりするんやけど。タブレットを使うならね。

オンラインの連絡網というもので言えば、会議だけを開くという意味で、かつて釜石が議場が浸かってしまって会議が開けなくて、議決が得られないので、東日本大震災の災害のときにできないというのが、このオンライン化というよりも、有事に際して会議が開けるようにということが大きかったわけやけど、そういう点では、その辺もちょっと入れていただいたらどうかしらと。

会議規則だなんだかんだの中にでも、あったやね。

○4番（柴田増三君）

ただ、議会のあれではね。ある程度議会の明記がしてあったと思うけどね。ただ、オンラインでやるとか、そういうことではなくて。

○2番（熊谷隆男君）

ほんで、あれやと連絡網で電話してどういうふうな、議長からどこどこへ行くとどうやこうやという系統が出とったと思うけども、そこらはやっぱり関係してくるんじゃないかなと。これ質疑に

なるか。

まあ、できれば別にそれを細かく書けとは言わんけども、そこにも変更を与えるよということが一番、僕は肝心かなと。

○委員長（榛葉利広君）

現状あるその災害時の議員の連絡の仕方に規定がもう既にあったんじゃないかということやね。

○2番（熊谷隆男君）

あるよ。災害時で作ったやつみんなで可決して、委員会でやったかもしれんけども、何か規則というか、連絡網かなんか。

市議会の基本条例の中に、詳細に情報通信の機器の活用に関する規定を、この基本条例にうたうことになるよと、これこそ条項を追加するのか、何かのところに文言を入れるのか、これから検討するというところで行くと、その議会基本条例にどういうことを考えて入れるつもりでおるのか、僕はちょっと分かりにくいんだけど。

○4番（柴田増三君）

関係条例等に関係する条例の構成等の有無について検討する必要があるぐらいにしとけばいいかな。

○2番（熊谷隆男君）

もう入れる必要ないならそこまでいいので、入れるかどうかだけを検討するというのなら、さっきのやつもここに入れてくれればいいわけです。検討すると、そんな簡単なことなら、その規定に。

○委員長（榛葉利広君）

その規定に、今挙げた議会基本条例、議会委員会条例、市議会会議規則の規定を設ける必要の有無について検討する必要があると。

○2番（熊谷隆男君）

そうそう。だから、さっきのやつも、足したやつでいいや。この瑞浪市会議規則「等」と入れてくれれば、全てに通る話なもんですから。

もうこの3つだけ入れるということだけやったらおかしいやないか。

○委員長（榛葉利広君）

議会事務局長 梅村修司君。

○議会事務局長（梅村修司君）

事務局から、すみません。ちょっと申し訳ないですが、冒頭、熊谷委員がおっしゃった災害に関する件につきましては、瑞浪市議会災害対策本部設置要綱がございます。こういう要綱とかは、申し合わせは議会内部で検討し、設置ですとか、改正できる案件でございますので、ここはあえて言うならば、この関係条例の（3）より（2）のほうで、申し合わせ事項のほうの話なのかなというふうに思います。

この答申案の（3）は、議会基本条例ですとか、委員会条例、会議規則というのは、本会議に諮

って改正するものでございますので、ここにかかることを（３）で列挙してあります。ですので、この有無について検討する必要があるということで、先ほどご指摘があったように。

議会基本条例はここでは関係ないということであれば、除いて、委員会条例の中には、本来、集まってやるべきところがあるので、これを集まらずにオンラインでできるというところを改正に入れる必要がある、検討する必要があると思いますし、会議規則の中にも、変更を加える必要があるところ、それぞれ具体的に文言も含めながら検討する必要があるというのは、この（３）については本会議での取扱いが必要ですよということを言っております。

○委員長（榛葉利広君）

2番 熊谷隆男君。

○2番（熊谷隆男君）

これ一番言いたいのは、オンラインに議長が検討しなさいよと。議会を開くのにね。この会議自体は、例えば、本会議のことを言いよるのか、何のことを言いよるのか、委員会のことで、上がるわけやけども、現実にオンラインを使って会議ができる、使わなければならないのは、有事に際したときということが一番頭に浮かぶわけやけども、そのほかで、例えば、オンラインを使わなきゃいけない状況というのをまた示していただきたいんやけど、細かく。

現実に、その行動をとる要綱なり何なりでも、そこが一番肝心で、こういう系統でこういうふうに見直すということのほうが大事やと僕思うのよね。

それが決まれば、本会議のときにも、オンラインでやるっていうことになったら、執行部もみんなやらならんわけでしょ。委員会だって委員だけでやることではないわけやから、そうすると、それ自体使えるところは何ということの想定がさ。

だから、俺は大きいことを書いとるけども、現実的ではないことを書いとるんじゃないかということが言いたいわけ。

例えば、議会基本条例の中で、抽象的な、さっきいった有事のときやと。こんなようなときが想定されたときにはオンラインで開催することができると書いたとしたって、現実的には本当に想定するものが何ということやよね。何を持ってそれを使わないかんかということをお願いするか。

普通、日常でも使うのかと。例えば、どこかの委員会の視察へ行つとるときに、急遽、開かないかんようなときに、そのときにオンラインが使えてやれるのか。それでも全て有事に際してしか考えにくいと僕思うんやけども、現実的には。みんなが出てこれる状況であれば、地震だって、道路が通れなくなつたとかね、それも有事ということで考えれば、何かない限りは、基本線は通常開催なわけやから、オンラインを使う状況を想定するというのはどういうことかと。

このコロナのときのことが出てきたときの話やと僕は思うわけやけど、やっぱりこの使い方自体をもう一遍見直すということのほうが実があれへんかと思うわけよ。規則を変えて、オンラインをどうやって使うということの、使い方は、そういうときということを、格好つけて言つとるだけのことで、行政手法やと。俺に言わせると。

○委員長（榛葉利広君）

なので、実際には本当に簡単な議員協議会のようなことから始まって、多分そういうところからリハーサルのような形でやってくんだらうと思うんですけど、最終的に、今、現状では本会議では使えないということもあるし、法律改正しなきゃいけないので。そうなったときに、やっぱり取手市のような余り委員会までが限界の状況があると。

ただし、そこで、ただ、無制限に何でもできるかと言うと難しいところもあるので、そういう規定もある程度は作らないかんのやないかというところですね。

ただ、ここでも出てきた議会基本条例、いっぱいありますよね。委員会条例から、会議規則から、そこまで全てを変える必要はないかもしれないですけど、でも、ここで一応、規定を考える必要はあると思います。

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

全てを規約にする必要があるかどうかということやもんで。

○委員長（榛葉利広君）

本当に変える必要があるかということ、まだちょっとそこまで言えないところもあるんですけどね。

○2番（熊谷隆男君）

要はこれは議長諮問やもんで、何でこれできんでいうかということ、これ議長より上へ行って市長に報告するわけでも何でもないもんで。議長が今年、諮問を出されて、検討せえよということで、議長が次に進めると思う。

何でここで言わなあかんかということは、議長が諮問して答申を受けるわけやから、議長がそれに応じて、こうしましょうとか、ああしましょうとか、こういう答申を受けたのでこうしましょうということ言えば、そこをもうこれで意見を言う場がないので、現実的には、それじゃあ議長は議会基本条例から見直しを図ってくれと言われても、俺はそれよりはもっと現実的に使い方の要綱なんかをもう一遍考えてくれと、皆さんの連絡網なんかもう忘れとるんやない。何かが起こったときに、委員会の委員長が誰々委員に送るだったか、何か議長がどうやったとか、この間あったやないか。連絡網について。

今度はこれを使うということになれば、一斉に送ればいいんやから、時代遅れになっとるんやから、そういうことを議長に答申するんなら、議長がどう判断されるか分からんけど、俺はそういうことのほうが必要やないかということが、言う場がないので言うだけのことで。

これは別に行政のほうがどうかいう、市長が言うということではないので、検討されることに。

○委員長（榛葉利広君）

そうすると、今日はこれ議長に答申を渡すつもりでしたけど。

○2番（熊谷隆男君）

ここでいいよ。だけど、もっと本当に次のことを伝える、格好はついてるけどもさ、何もはい、分かりました、検討しますと言うんやったら、どないかな。

○委員長（榛葉利広君）

僕はそれは最終的には議長が判断して、これを基にどこを変える必要があるというところを、この答申に従って。

○2番（熊谷隆男君）

読み取ってもらえれば、別にどうもないわけ。

○委員長（榛葉利広君）

そういうことですね。

○5番（成瀬徳夫君）

質問事項2というところを見ますと、この委員会のオンライン開催で委員会に特化した形のような書き方がしてあるんですね、諮問が。だから、全体の本会議はそのことには関係しないと思うんだけど、まずはこの委員会に向けてまずやってみたらどうなのということじゃないのかなと私は思って、受け止めておるんだけど。

そんな形でやれば、別にこれを作っていたらいい、これチェックするのに、基本条例は別に変えなくてもいいんじゃないかと、多分委員会条例は変えなければいかんと思うんだけど、会議規則についても変えなければいかんところもあるかもしれないけど、そんなような形でまず進めるという形で私は受け止めておりますけども、いかがでしょう。

○委員長（榛葉利広君）

2番 熊谷隆男君。

○2番（熊谷隆男君）

諮問のことで言えば、大規模災害の発生はよう分かるけど、育児や介護などの理由のときに、育児をやったときにオンラインなんかやれるなら出てこいと。介護をやったって、片手間でオンラインでやれるのかという話になってくるわけやら。これは、そのときの欠席であるかどうかというようなことであったりとか、そういうことの話やないかと。

何もかもオンラインでやればいいということではないと俺は思うわけやね。

○委員長（榛葉利広君）

今後は議長に考えていただくということで。

○4番（柴田増三君）

僕ら視察に行ったわけですから、その中でまとめられたみたいやし、後は議長の判断する、議長が何を求めとるのかもあれやけど、これはこれでいいです。

○委員長（榛葉利広君）

分かりました。

今後、しっかり検討していただきたいということでありまして。実際にはやっぱり簡単のところから始めていくしかないかなというふうに思っております。

今後につきましては、やっぱりITリーダーというか、タブレットリーダーという任命も受けておりますので、しっかりそこら辺も今後、携わっていきいたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議長諮問に対する答申案につきましては、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

それでは、本件について、ここで答申書を議長にお渡ししたいと思います。

〔答申書を議長に手渡し〕

それでは、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君）

ありがとうございました。一年間、苦勞をかけて、良いものができましたので、ぜひともこれを参考にして、今後の実践というか、トレーニングというか、に結びつけていけたらいいなというふうに思っております。

ありがとうございました。

○委員長（榛葉利広君）

それでは、議長にお渡ししましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（榛葉利広君）

次に、3、瑞浪市特別職報酬等審議会に諮問する議案に係る意見についてを議題といたします。本件につきましては、議長より説明をしていただきます。

議長 加藤輔之君。

○議長（加藤輔之君）

諮問を受けておりました、これに対する私の見解を読み上げます。

水野光二様。市議会議長 加藤輔之。

瑞浪市特別職報酬審議会に諮問する議案に係る意見について、回答であります。

令和5年11月8日付、瑞秘第154号で、照会にもありました見出しの件につきまして、以下のとおり意見を述べます。

議員報酬につきましては、社会経済状況並びに本市の財政状況等を勘案し、白紙で回答させていただきます。

なお、次期市議会議員の一般選挙から適用するべく、議員定数を2名削減することについて、令和5年第5回定例会に上程するよう手続きを進めておりますことをご報告いたします。

政務活動費につきましては、昨年度、令和5年4月から1人月額2,000円の増額をご提案いただき、可決させていただきました。本市議会としましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類に移行して以降、議員活動の促進や資質向上のため、会派での行政視察や研修会への参加を積極的に行っているところでございます。

したがいまして、政務活動費につきましては、据え置きを念頭に諮問されたくお願いを申し上げます。

という意見を求めましたが、いかがでしょうか。

○委員長（榛葉利広君）

ご苦労様でした。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、これより採決を行います。

本件につきましては、回答案のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本件については、この回答案のとおり、市長に回答することに決定いたしました。

○委員長（榛葉利広君）

次に、4、その他を議題といたします。

何かご意見はありませんか。

○議会議務局長（梅村修司君）

一つ確認をお願いします。

○委員長（榛葉利広君）

議会議務局長 梅村修司君。

○議会議務局長（梅村修司君）

以前、議員の皆さんに福島第一原発事故処理におけるALPS処理水の海洋放出中止という陳情書が、皆さんに配布されておりましたが、その後も動きがないということで、議案として取り扱う必要はないということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（榛葉利広君）

2番 熊谷隆男君。

○2番（熊谷隆男君）

前の資料配付のときに、出てこないものをないですかなんて聞くこと自体があり得んと俺思うけども、ないんやから出さないんやら。

○議会議務局長（梅村修司君）

申し訳ございません。

○委員長（榛葉利広君）

ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榛葉利広君）

ほかに発言もないようですので、これもちまして、令和5年第15回議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前9時40分 閉会